



1364

福国第307号
平成23年8月11日

(社)沖縄県医師会長 殿

沖縄県福祉保健部
国民健康保険課長
(公印省略)

東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の
受診機会の確保に関する福島県からの通知について

みだしのことについて、別添のとおり福島県保健福祉部長から通知があります。

福島県としては、被災された方々の健康対策についてできる限り各種健診等の受診機会を確保するため、現在、本県の医療機関等と集合契約を締結するための準備を進めているとのことです。

つきましては、被災された方々を受けている市町村及び実施医療機関におかれましては、特定健康診査等の積極的な実施に対しての特段の配慮、並びに、福島県内の市町村国保保険者及び後期高齢者医療広域連合との調整に柔軟な対応とご協力下さるようお願いいたします。

<連絡先>

沖縄県福祉保健部 国民健康保険課
高齢者医療班(担当:仲里)

TEL:098-866-2304 FAX:098-866-2326

E-mail tasatoay@pref.okinawa.lg.jp

23保第1272号
平成23年8月2日

各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長 様

福島県保健福祉部長
（公印省略）

東日本大震災により被災した被保険者等に係る
特定健康診査等の受診機会の確保について（依頼）

当県の保健衛生行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、標記については、「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保について」（平成23年4月13日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室等事務連絡（別添））及び「東日本大震災により被災した被保険者等に係る特定健康診査等の受診機会の確保のためのガイドライン等について」（平成23年7月20日付け厚生労働省保険局総務課医療費適正化対策推進室等事務連絡（別添））。以下「7月20日事務連絡」という。）により取扱いが示されているところです。

当県といたしましては、被災された方々の健康対策について出来る限り各種健診等の受診機会を確保する必要があると考えており、現在、貴都道府県の医療機関等と集合契約を締結するための準備を進めております。

つきましては、被災された方々を受け入れている貴都道府県の市町村及び実施医療機関におかれましては、それぞれの保険運営等の状況を踏まえつつも、住民の健康確保及び医療費適正化の観点から、特定健康診査等の積極的な実施に対して特段の御配慮をいただくとともに、当県の市町村国保保険者及び後期高齢者医療広域連合との調整に柔軟な対応と御協力をいただくよう御周知方よろしく申し上げます。

おって、貴都道府県にはお忙しい中御苦勞をおかけし恐縮ですが、今後とも御指導、御協力方よろしくお願ひいたします。

また、別添のとおり、当県保険者に係る「他の保険者における特定健康診査等の実施に係る意向及び体制に関する調査結果」及び「一部保険者における実施状況」の資料を情報提供いたしますので御活用ください。

事務担当 国民健康保険課（後期高齢担当）主査 柳 電話024-521-7204
（国保担当）主事 菅野 電話024-521-7203